

大津町農業委員会委員募集要項

1 募集人数

12名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

大津町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務、農地利用の最適化に関する指針の策定、耕作放棄地の解消指導等

5 委員報酬

年額 220,000 円（基本給） ※農地利用の最適化の達成状況に応じて、能率給が支給される場合があります。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、下記添付書類を添えて、郵送または持参により、大津町農業委員会（大津町役場庁舎2階）までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- ・大津町農業委員会の委員の推薦・応募書類

(2) 添付書類

- ・推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内）
- ・推薦を受ける者又は応募者が認定農業者（認定申請中のものを含む）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。ただし、認定申請中の者については、大津町農業委員会選定委員会の開催日前日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

(3) 様式の入手方法

提出書類は、下記の窓口に備えるほか、大津町のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
大津町役場 農業委員会	大津町大津1233番地 大津町役場庁舎2階	096-293-6686

(4) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）まで【期限内必着】
※持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

8 選考方法

大津町農業委員会委員候補者選定委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、町へ意見を報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

町において、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

なお、選定結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

【農業委員を任命する際の要件（留意事項）】

- ・農業委員の過半は認定農業者でなければなりません。
- ・農業委員会の事務に関し利害関係を有しないものを1人以上含めなければなりません。
- ・年齢・性別に偏りが生じないように、女性や青年の登用に配慮しなければなりません。

9 情報の公表

募集期間の中間および終了後に、大津町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦又は応募の理由
- (3) 推薦をする者が、推薦を受ける者を大津町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、大津町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (4) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (5) 応募するもの数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒869-1292 大津町大字大津1233番地

大津町農業委員会

【電話】096-293-6686 【FAX】096-293-5757